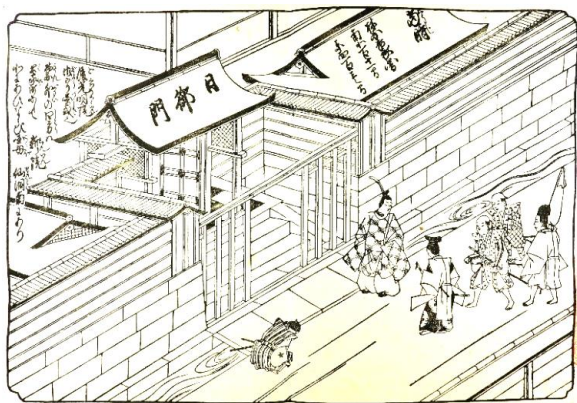


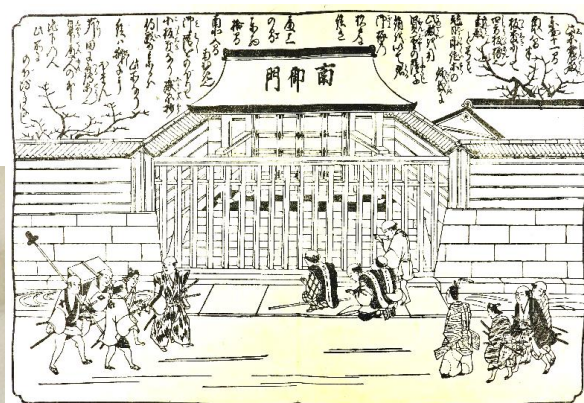
平成30年新春展

加賀藩と京都



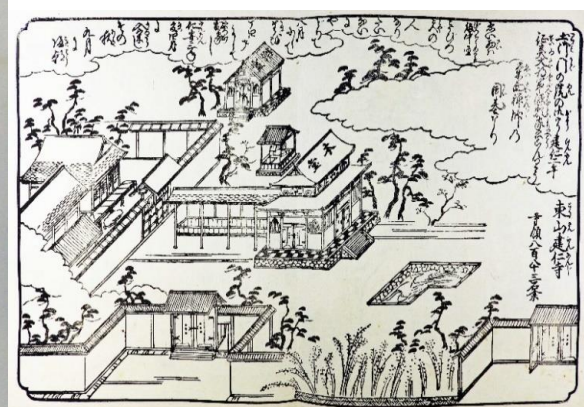
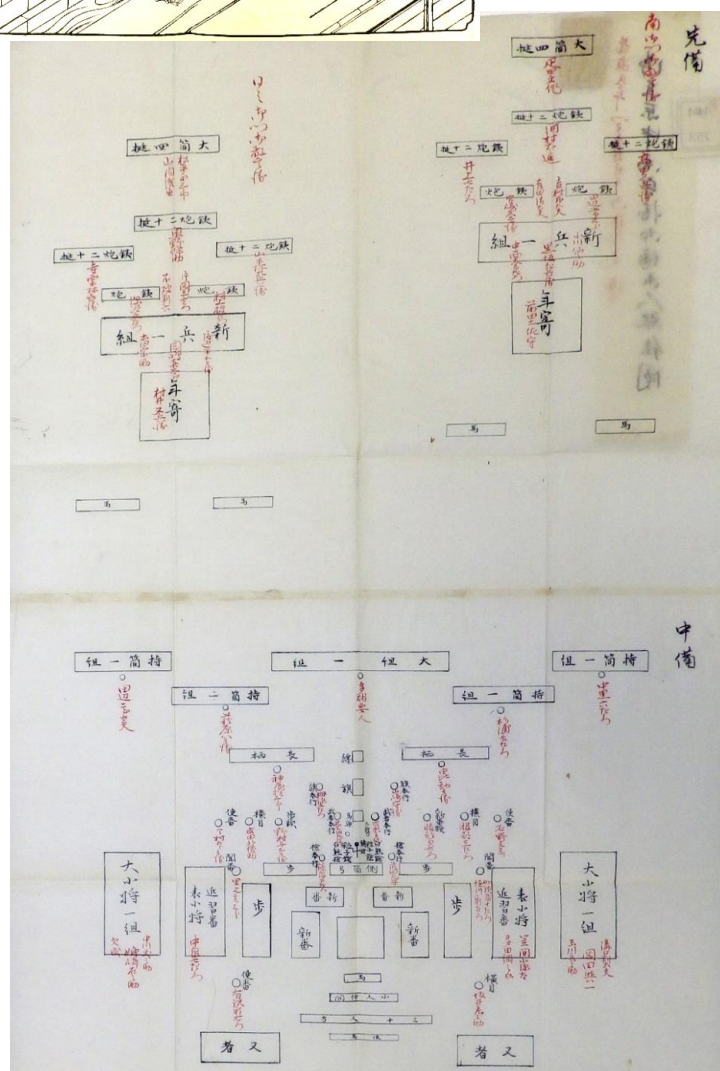
日御門

(「宝永花洛細見図」13.0-203-11)



南御門

(「宝永花洛細見図」13.0-203-11)



東山建仁寺

(「宝永花洛細見図」13.0-203-11)

平成30年2月13日(火)～4月15日(日)

御在京中御守衛御備御人配絵図
(16.52-79-1)

金沢市立玉川図書館 近世史料館

はじめに

近世の藩は、参勤交代があり藩主の妻子が居住する江戸、流通・経済の一大拠点であった大坂のみではなく、京都とも繋がりをもっていました。加賀藩も早い段階から京都に藩士を派遣してさまざまな業務を担当させており、二条家や鷹司家をはじめとして公家の世界とも交流を深めていました。幕末期、天皇権威の上昇とともに政局の中心が京都に移ると、加賀藩でも京都警衛や政治周旋を目的として藩主以下、多くの藩士が京都に向かい滞在しています。また、京都紫野大徳寺には慶長13年（1608）に芳春院（まつ）によって塔頭が建立されており、芳春院百年忌法要以降は前田利家とまつの血を引く前田土佐守家の当主や子息が藩主名代として上洛し、法要を執行していました。

よって本展示では、1. 京都屋敷詰人の活動、2. 大徳寺芳春院参詣、3. 加賀藩上層部の上京と京都警衛、に関する史料を展示・紹介します。

京都屋敷詰人の活動

〔京都屋敷〕

幕府の成立段階では加賀藩の京都屋敷は存在せず、大坂の陣では前田利常が嵯峨や北野などに宿陣していたように、藩主が上洛した際は毎回異なるところに宿陣する状況であったとおもわれます。その後については、「越登賀三州志」に「三条河原町ニ呉服所三宅庄兵衛（当時は三宅次郎兵衛）ヲ地主トシテ邸ヲ買取ラセラレ旅館ヲ造ル」とあり、近年の研究成果では万治3年（1660）の段階で藩が河原町三条に屋敷を取得していたことが明らかにされています。そして、享保5年（1720）には東海道まわりで帰国した藩主前田綱紀がこの河原町三条邸に入り、各方面に出向いています。この河原町三条邸は高瀬川の水運を利用できる位置にあり、長州藩邸に隣接していました。

幕末期には藩主前田斉泰とその嫡男である前田慶寧がたびたび上洛しますが、すべて建仁寺に入り滞在しています。これは、随従する多くの藩士を京都に滞在させるには河原町三条邸では規模が小さかったためとおもわれますが、建仁寺全体を借り受けたわけではなく、必要な範囲にかぎって借り受けました。さらに、元治元年（1864）に当時世嗣であった前田慶寧が京都警衛を命令されたことから新しい陣屋の地を岡崎村に借り受け、慶応3年（1867）8月には賜邸にしたいと願い出て幕府に了承されています。この岡崎屋敷の規模は河原町三条邸と比較しても格段に大きく、ここに警衛のための軍事力を駐屯させていました。

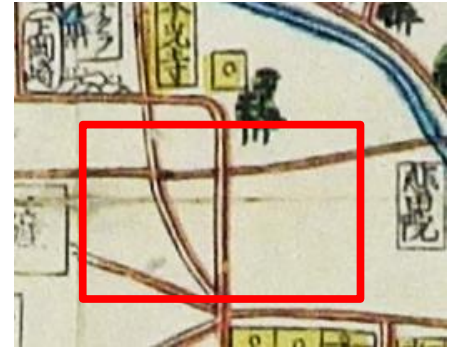
以上から、加賀藩の者たちが京都において拠点としていたのは、近世初期から藩邸の機能を有していた河原町三条邸のほか、幕末期には建仁寺と岡崎屋敷があったことがわかり、とりわけ建仁寺と岡崎屋敷は幕末期における加賀藩の軍事的な拠点として機能していたと考えられます。



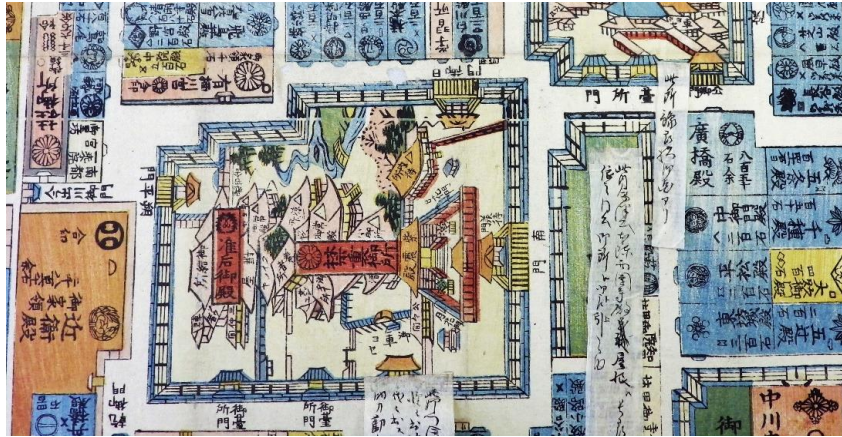
河原町三条邸
(長州藩邸の隣に「加州」)



建仁寺



岡崎屋敷
(岡崎村薩州屋敷と悲田院の間)



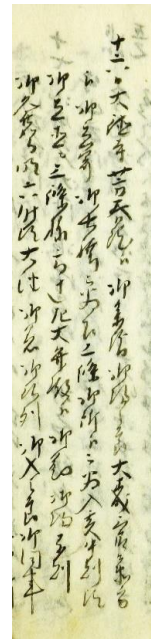
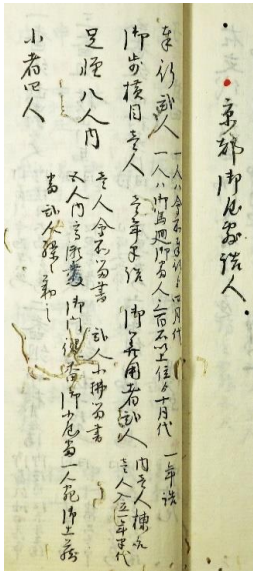
京都御所絵図(京都御所近傍絵図)
(098.9-42)

御所は天皇・宮家・公家の居住地であり、天皇の居住地である禁裏（あるいは内裏）と宮家・公家の居住地である築地にわかれている。本絵図では、禁裏を中心に宮家・公家の配置が詳細にうかがえる。

[京都屋敷詰人]

京都屋敷詰人（奉行）は慶長末年から元和初年には存在したことがわかっていますが、河原町三条邸が成立するにおよび、大小将・馬廻の各組から1年に2名を奉行として派遣し、1人は6月、もう1人は10月に交替するように制度化され、その後両名とも馬廻組から勤めることとなり、さらに寛政6年（1794）4月以降は2名のうち1名は会所奉行から任命されるようになります。「北藩秘鑑」にも「奉行貳人、一人ハ会所奉行方四月代、一人ハ御馬廻御番人三百石以上位方十月代」と記されており、幕末期に会所奉行を勤めた人物が京都詰を任命されていることから、この体制が幕末まで継続していたことがわかります。

また、京都詰全体としては、「北藩秘鑑」には奉行2名のほか、御歩横目1名、算用者2名、足輕8名、小者4名が詰めていたとあります。職務内容については、京都屋敷詰人であった高島五郎兵衛が安永5年（1776）に記した「京都御用相勤申節之日記」をみると、算用の把握や商人への利息支払いという財政面、そして在京藩士らの扶持米管理や交替手続きなどの人事面を管理していたことがわかる一方、日記にはそのほかの詰人らの外出時間も詳細に書き留められており、彼らの行動を奉行である高島が責任者として把握していたこともわかります。そのほかにも禁裏をはじめ、公家や他藩との応接、江戸や国許における必要物資の購入など、多岐にわたる職務が確認でき、さらには大津にいる藩士や蔵屋敷も管理して廻米売却という藩財政に関わる職務もこなしていたことも日記からうかがえます。

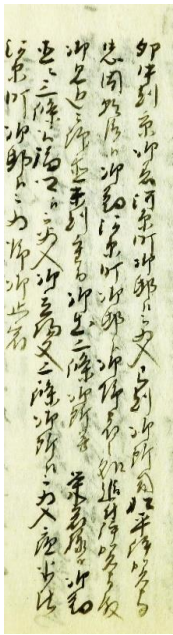
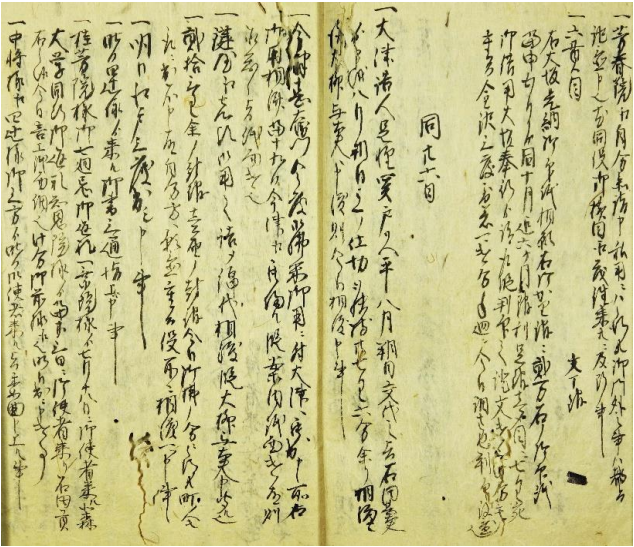


北藩秘鑑(090-674-4)

別名「国格類聚」、文化10年（1813）成立。柳営秘鑑にならって作成され、勤仕やそのほかの諸規定を収録したもの。京都屋敷詰人について、奉行は「奉行式人、一人ハ会所奉行方四月代、一人ハ御馬廻御番人三百石以上位方十月代」とある。奉行2名のほか、御歩横目1名、算用者2名、足軽8名、小者4名が配置されていた。

京都御用相勤申節之日記 (16.45-52-1)

京都屋敷詰人であった高畠五郎兵衛が安永5年（1776）に記したもので、算用の把握や商人への利息支払いという財政面、在京藩士らの扶持米管理や交替手続きなどの人事面を管理していたことがわかる。また、日記にはそのほかの詰人らの外出時間も詳細に書き留められており、彼らを奉行である高畠が管理していたことがわかる。



十六日

大徳寺芳春院江御参詣、御帰之節大森三郎兵衛方江御立寄、御長袴被為召、二條御所江被為入、亥中刻頃御立直二三條様・高辻左大弁殿江御勤、御帰子刻御参駕、明六時頃大津御着、御行列御入之節御同事

卯中刻京御着、河原町御邸江被為入、巳刻御所司松平伊賀守忠周朝臣江御勤、河原町御邸江御帰宿之處、追付伊賀守殿御見廻被仰置、未刻重而御出、二條御所并栄君様江御勤、直二三條公福卿江被為入、御立帰、又二條御所江被為入、夜半頃河原町御邸江被為帰御止宿

政隣記(16.28-11-5)

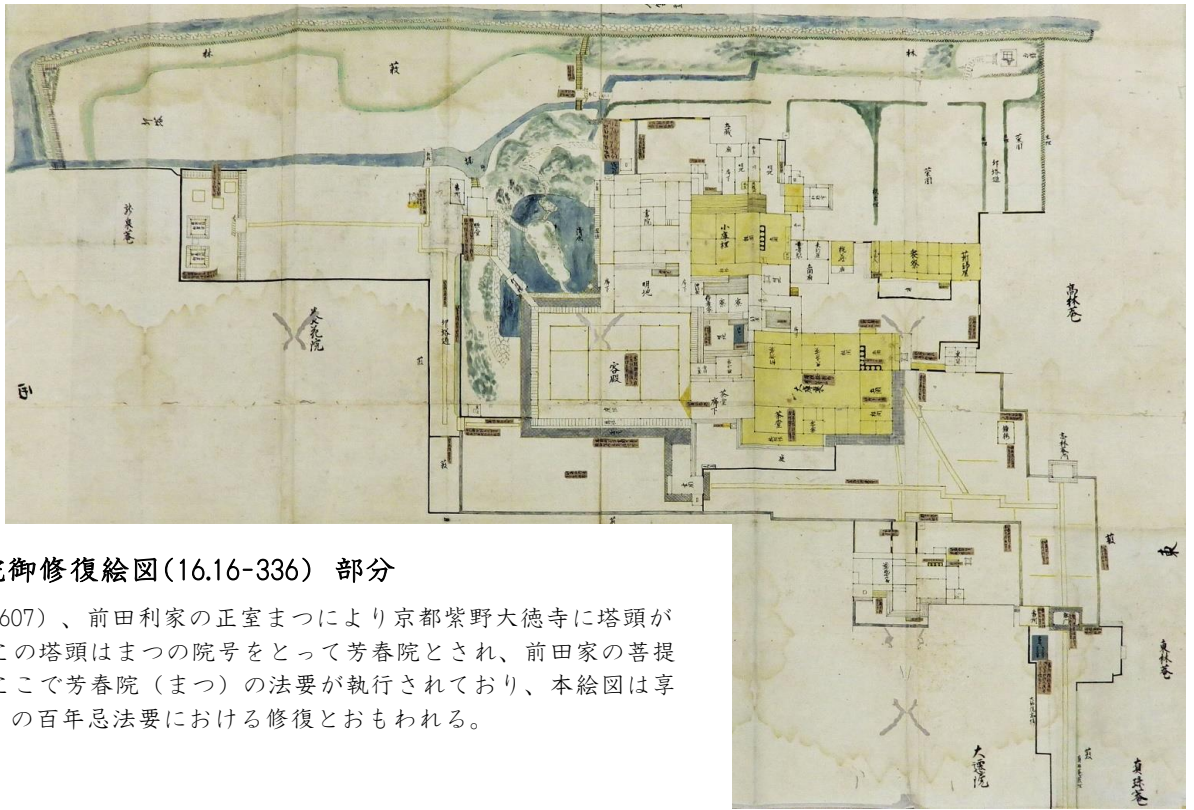
享保5年（1720）、幕府の了承を得て東海道まわりで帰国した際、藩主前田綱紀は京都に立ち寄っている。4月15日河原町三条邸に入った綱紀は、京都所司代松平伊賀守を訪問、その後二条家や三条家に入り、二条家では娘の栄姫に面会している（河原町三条邸に宿泊）。

翌16日は大徳寺芳春院を参詣し、帰りの際に加賀藩呉服所（御用商人）である大森三郎兵衛宅に立ち寄った後、二条家に入っている。

大徳寺芳春院参詣

前田利家死去後、まっは落飾して芳春院と号します。まっは以前より大徳寺住持であった春屋宗園の教えを受けていましたが、宗園の弟子玉室宗珀を開祖として慶長13年（1608）に塔頭を建立しました。この塔頭はまっの院号をとって芳春院とされ、前田家の菩提寺となりました。

近世では芳春院（まっ）の法要がここで執行されていますが、寛文6年（1666）の五十年忌法要は「軽き様」であったことから、享保元年（1716）の百年忌法要では前田土佐守家の4代当主前田直堅が惣奉行を願い出、藩主前田綱紀が了承したことにより、直堅が上京して五十年忌よりも「各(格)別」の法要が執行されました。前田土佐守家の家祖利政は芳春院の子であり、前田土佐守家は芳春院の血を引く唯一の男子の家柄であったことから、願い出たとおもわれます。以降、百五十年忌法要では6代当主（当時は嫡男）直方、二百年忌法要では7代当主直時が上京して法要を執行しています。このことから、藩主家と前田土佐守家との深い繋がり、別格の家柄として重用された前田土佐守家の姿がみえてきます。

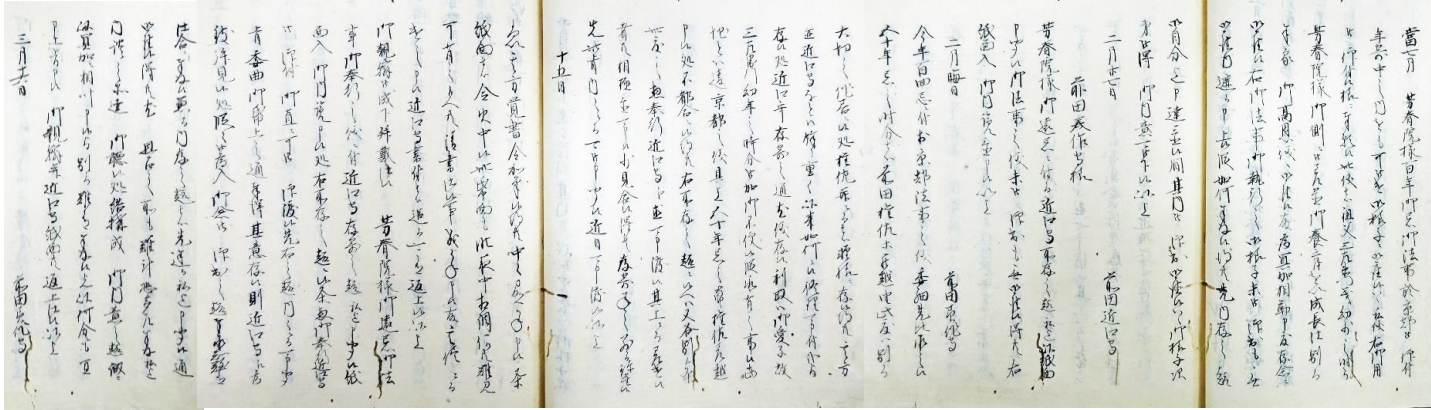


紫野芳春院御修復絵図(16.16-336) 部分

慶長12年(1607)、前田利家の正室まつにより京都紫野大徳寺に塔頭が建立された。この塔頭はまつの院号をとって芳春院とされ、前田家の菩提寺となった。ここで芳春院(まつ)の法要が執行されており、本絵図は享保元年(1716)の百年忌法要における修復とおもわれる。

前田土佐守家家譜(前田土佐守家資料館所蔵)

享保元年(1716)の百年忌法要では前田土佐守家の4代当主前田直堅が惣奉行を願い出、当初は別の者を考えていた藩主前田綱紀が了承したことで、直堅が上京して五十年忌よりも格別の法要が執行された。前田土佐守家の家祖利政が芳春院の子であり、前田土佐守家は芳春院の血を引く唯一の男子の家柄であったことから、願い出たとおもわれる。



・前田直堅(近江守)↓前田孝行(美作守)↓前田綱紀

当七月、芳春院様百年御忌御法事於京都被仰付、年寄中之内をも可被遣御様子二御座候ハ、私儀右御用被仰付候様二奉願候、此儀者祖父三左衛門義幼少之時分、芳春院様御側二被差置御養育を以成長仕、別而奉蒙御高恩儀二御座候故、為冥加相勤申度存念二御座候、右御法事御執行之御様子未被仰出も無御座内、遮而申上候段如何奉存候得共、先内存之趣御自分迄申達置候間、其内被仰出御座候ハ、御様子次第被得御内意可被下候、以上

前田近江守

二月廿七日

前田美作守様

芳春院様御遠忌二付而近江守所存之趣、私迄以紙面申聞候、御法事之儀未被仰出も無御座候得共、右紙面入御内覧置申候、以上

前田美作守

二月晦日

・藩主前田綱紀↓前田孝行(美作守)

今年百回忌二付、於京都法事之儀委細先頃承之候、五十年忌之時分者前田権佐等罷越由、此度ハ別而大切之作善二候処、権佐并二而者輕様二存候得共、其方並近江守などハ余り重く、以来如何二候修理可申付哉与存候処、近江守存寄之通尤儀存候、利政ハ御愛子故、三左衛門幼年之時分被加御不便候段承有之事候、当地と八達京都之儀、其五十年忌之節、権佐差越申候処不都合二候得共、右所存之趣二候ハハ各別候条、此度之惣奉行近江守直可申渡候、其二而差遣候者共相極置可申候、少見合候得者存寄承之、別而珍重候先此旨内々二而可被申聞候、近日可申渡候、以上

十五日

尚以、其方覚書令加筆候得共、中々見へかね申候条、紙面者令火中候、此紙面も昨夜中相調、何共難見可有之候へ共、請書仕候事成かね申候故、其俣二而遣之申候、近江守書付者追而可有返上候、以上

・前田孝行(美作守)↓藩主前田綱紀

御親翰被成下拜戴仕候、芳春院様御遠忌御法事御奉行之儀二付、近江守存寄之趣、私迄申聞候紙面入御内覧申候処、右所存之趣二候条、惣御奉行近江守被仰付、御直二可被仰渡候、先右之趣内々二而可申聞旨、委曲御紙上之通、奉得其意存候、則近江守江為致拝見候処、段々被為入御念被仰出之趣奉承知、難有仕合二奉存候、兼而内存之趣者先達而私迄申聞候通御座候得共、尤思召之所も難計、恐多奉存私迄内談之品達御聴候処、結構成御内意之趣、誠二以冥加二相叶申候与別而難有奉存候、先以何分二も宜申上旨申候、御親翰并近江守紙面共返上仕候、以上

三月十六日

前田美作守

加賀藩上層部の上京と京都警衛

[家老の京都詰体制]

幕末期、京都の政局が混迷を深めるなか、加賀藩では家老が文久3年（1863）以降上京して詰めるようになります。まず、同年はじめに家老の青山将監と大音帯刀が上洛しますが、これは藩主前田齊泰の上洛御供であり、齊泰帰国のときに一緒に金沢へ戻っていることから、京都に詰めたわけではないと考えられます。また、同8月には青山が単独で再び上京していますが、加賀藩では青山が上京する直前、公武一和を掲げて国事周旋することを藩内に宣言しており、その使者に青山が選ばれていることから、この上京についても京都詰とはいえません。その一ヶ月後には大音帯刀も再び上京しますが、これも三条実美らを追放した八月一八日政変を理由とした御機嫌伺いが目的であったことから、やはり使者としての側面が強いといえます。しかし、同9月に伝奏飛鳥井雅典から大和の浪士鎮圧を命令されたことで青山と大音は使者の役目を終えた後も滞京することになり、青山が浪士鎮圧後に金沢へ戻る一方で、大音は在京藩士の統率を目的として滞りつづけます。その後、翌4年正月に松平大弐が上京すると大音は金沢へ戻ってきますが、松平大弐の由緒書には「正月京都詰大音帯刀与交代被仰付相詰」とあり、大音が京都詰であったこと、そして大弐が京都詰となったことが書かれています。

以上から、家老の京都詰体制は在京の加賀藩士を指揮・統制する目的で文久3年後半には成立していたと考えられます。そして、その後も交替という形を取りながら途切れることなく明治元年までつづき、大音帯刀以降、のべ10名以上の家老が詰めています。

文久3年(1863)から慶応3年(1867)までの加賀藩上層部の動静

[illegible]

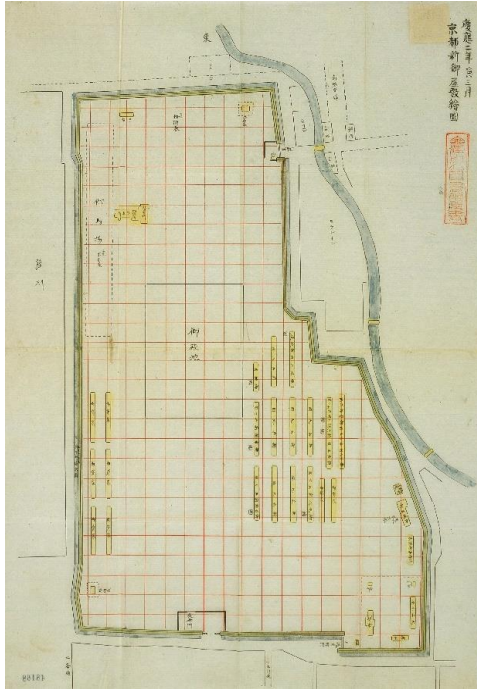
・「就任」「免除」などの語の前の数字は該当月を示す

※1 前田孝備の文久3年2月の上京は、家老就任前（若年寄）に上京している

※2 不破為儀の動きについては、同館所蔵「不破家譜」により作成した

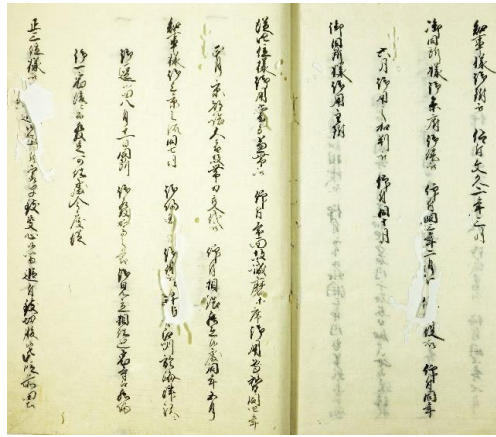
※3 品川武好の元治元年7月の上京は、家老就任前の上京である（慶応元年8月朔日家老、同16日年寄中席御用加判）

京都新御屋敷絵図(千二百分一) (18.6-26)



松平大式由緒書

(「先祖由緒并一類附帳 松平潤吉」16.31-65)



松平家は人持組で4,000石。大式は小松城番、算用場奉行をへて世嗣前田慶寧附となる。その後、文久3年（1863）に家老となり、翌年正月に大音帯刀と交替して京都詰家老となる。同年7月に発生した禁門の変後は、世嗣慶寧にしたがって近江海津まで退いたが、責任をとり切腹している。

元治元年（1864）に当時世嗣であった前田慶寧が京都警衛を命令されたことから新しい陣屋の地を岡崎村に借り受け、慶応3年（1867）8月には賜邸にしたいと幕府に願い出て、了承された。この岡崎屋敷の規模は河原町三条邸と比較しても格段に大きく、ここに警衛のための軍事力を駐屯させた。

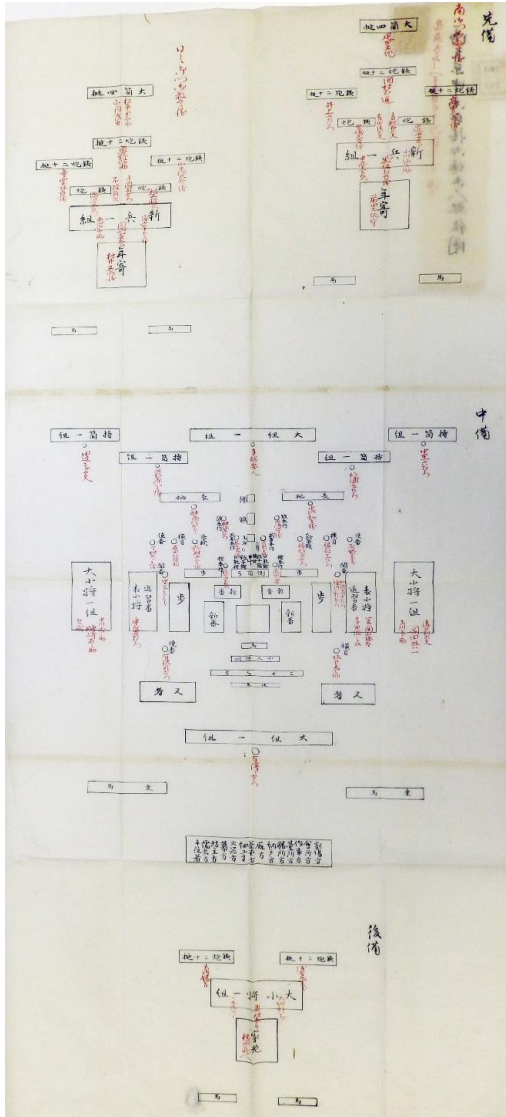
[加賀藩の京都警衛]

文久期以降、全国の有効諸藩に対して京都警衛の命令が出されています。一つは、文久3年（1863）3月に、禁裏守衛を目的として強壮勇敢な藩士を上京させるように命令したものです。これは、10万石以上の大名に対して1万石につき1名の「禁裏御守衛」兵を差し出すことを命じたもので、御親兵といわれました。強硬な攘夷論が席卷する状況にあって長州の建白に端を発するものであり、設置推進者であった三条実美の政治権力を象徴する存在として捉えられたことから、三条らの排斥・失脚による親兵の印象悪化もあって政変後には解散させられています。もう一つは、同年4月に三ヶ月間の京都警衛を諸藩に命じたものです。こちら10万石以上の藩を対象としており、原則三ヶ月交替で藩主が滞京して御所付近の指定された場を警衛することになります。先の御親兵とは異なって慶応末期まで継続し、加賀藩は幾度もこの警衛を命じられて任務に就いています。

この二つの命令に対して加賀藩では、御親兵制度に対応すべく、文久3年6月に藩士岡田隼人を組頭並禁裏御守衛支配に任じて京都に派遣していますが、岡田は900石の藩士であり、重臣層から部長を選任しなかったことがわかります。加賀藩の割り当ては102人で6月中には京都に到着し、9月には守衛免除となっています。もう一つの3ヶ月間の京都警衛については、藩主もしくは藩主名代の年寄が滞京して警衛任務に就いています。

さらに、加賀藩の京都警衛に関する事例はこれだけではなく、上記に該当しない時期にも京都警衛を命じられており、二条家や鷹司家といった摂家にも兵を派遣し警備していたことから、加賀藩では一定数の藩士を京都に常駐させる体制が必要であったとおもわれます。

その後、大政奉還や王政復古、鳥羽・伏見戦争など大きな事件が発生すると、京都に詰めていた藩士たちの行動が藩政に大きな影響を与えていくことになります。



禁門の変での不手際に関する謝罪、世嗣前田慶寧の謹慎解除の交渉などで江戸に赴いていた藩主前田斉泰は、一旦金沢に戻ると、慶応元年（1865）閏5月に上洛し、三ヶ月警衛の任に就いた。本絵図は藩主斉泰を含めた部隊の配置を描いているが、先備の年寄前田直信、村井長在が禁裏の日御門、南御門を警備していたことが記されている。

一 於陳中振旅、未爲常物
世之用也
一 敵之強弱、味方之志、私
決、信爲若固分、
わく、
一 討死前の梟矢、未あは
る、
以之、
生捕、
一 介卿大名方、
不立文章

京都警衛に向かう藩士に対して出された条目で、戦争となれば武士の大幸として粉骨を尽くすように求めている。頭の命令に背かないこと、喧嘩は理非によらず成敗すること、討ち取った場合は鼻を欠いてはならず、生け捕ることを専一とすることなどが記されている。

恭敏公御家乗草稿(16.11-112)

内藏大ヲ京師ニ遣リ以前田將選ミ代ラレ
 ム十七日京師ニ於テ聞着ヲ以テ素ヲ閣老板
 金伊賀守ニ宣ヒ其君ニ曰頃者專君前帥斗
 ヲ月ノ警衛ヲ令セラル然レニ疎落ノ儀ハ
 兼府ノ^{兼府}機遇常ニ尾紀水ヲ^三親藩ニ
 同シ是以文久三年ノ夏親君中納言月晦三
 ヲ月警衛ヲ令セラルト虽三親藩ニ是事無
 キヲ以テ之ヲ辭シ允サル元治元年藩君ノ世
 子タル時入朝ノ年ニ依リ京師ニ至ル會
 ニ警衛ノ年有リ是時ニ當リ寡君^{患レ}疾順タル
 以テ國ニ就キ中納言代ヲ警衛ニ^代爾來此年
 兵士ヲ京師ニ置キ以テ朝廷ヲ^後護セリ慶
 應元年幕府大布ヲ長防ニ^進ルニヨリ中納
 言請テ京師ヲ警衛シ二年寒甚ノ封ヲ裂キ
 亦征長之役木ヲ^出サルヲ以テ請テ京師ヲ守
 ル兵衆ヲ遣フ朝ヲ覆ス京師若シ事有ル
 時ノ如キハ迅速上京スル^固ヨリ言ヲ待タ
 ス^難藩ノ臣民^其家格三親藩ニ同キヲ事奉
 日榮トシ相勵テ朝廷ヲ警衛ス然ルニ列
 藩トナリ三月ノ年有ルハハ連綿守衛スル

慶応3年（1867）6月に三ヶ月警衛を命じられた加賀藩は、在京の聞番を老中に派遣している。加賀藩が御三家に準じる存在であり、それを誇りとして兵を常駐させて警衛に励んでいると主張し、三ヶ月警衛の免除を願い出たが、それは叶わなかった。

鳥羽伏見一件書上(39.13-24)

[illegible]

慶応4年（1868）正月に発生した鳥羽・伏見戦争後の京都周辺の状況について、京都詰が入手した情報が記された書状。新撰組など旧幕府方の動きを中心に描かれているが、4日の段階では状況を把握し切れていない様子がうかがえる。

掲載史料と展示史料は一致しないことがあります。